

## 管理手数料届出・実施料率表

JASRACは、作詞者・作曲家・音楽出版者など権利を委託された方に使用料を分配する際に、管理手数料として分配額の一定率（管理手数料率）を差し引き、業務運営のための経費とさせていただいております。

実際に適用する管理手数料率（実施料率）は、文化庁に届け出た「管理手数料規程」の手数料率（届出料率）の範囲内で、理事会の承認を得て定めています。

2014(平成 26)年 6 月分配期から 2015(平成 27)年 3 月分配期に適用

使用料の区分	届出料率	実施料率	
演 奏 等	<b>30%</b>	<b>26%</b>	
映 画 上 映		<b>26%</b>	
放 送 等	<b>15%</b>	<b>10%</b>	
有 線 放 送		<b>10%</b>	
映 画 録 音	<b>30%</b>	<b>20%</b>	
出 版 等	<b>20%</b>	<b>20%</b>	
オ ー デ ィ オ 録 音 オ ル ゴ ー ル	<b>6%</b>	<b>6%</b>	
ビ デ オ グ ラ ム	<b>13%</b>	<b>10%</b>	
<b>貸 与 (貸レコード)</b>	<b>15%</b>	<b>10%</b>	
業 務 用 通 信 カ ラ オ ケ	<b>15%</b>	<b>10%</b>	
イ ン タ ラ ク テ ィ ブ 配 信	<b>15%</b>	<b>11%</b>	
<b>B G M</b>	<b>12%</b>	<b>12%</b>	
CD グ ラ フ ィ ッ ク ス 等	<b>6%</b>	<b>6%</b>	
カ ラ オ ケ 用 IC メ モ リ ー カ ー ド	<b>6%</b>	<b>6%</b>	
外 国 入 金	<b>5%</b>	録 音	<b>5%</b>
		演 奏	<b>5%</b>
そ の 他	<b>25%</b>	<b>貸ビデオ</b>	<b>10%</b>
		コマーシャル送信用録音	<b>8% (注1)</b>
		そ の 他	<b>※ (注2)</b>
教 科 用 図 書 補 償 金	<b>20%</b>	<b>20%</b>	
私 的 録 音 補 償 金	<b>20%以内</b>	<b>10%</b>	
私 的 録 画 補 償 金	<b>20%以内</b>	<b>10% (注3)</b>	

(注1) 委託者が指定した使用料額が**300万円**以下の部分については**8%**、**300万円**を超え**1,000万円**以下の部分については**2%**、**1,000万円**を超える部分については**1%**を適用する。

(注2) 「その他」の実施料率については、理事会において別に定めており、そのすべてが**25%**を下回っている。

(注3) 私的録画補償金は、「管理委託契約約款」を構成している「私的録画補償金分配規程」の附則2第1号に基づき、テレビ放送分配基金に合算して分配するため、実施料率は放送等の料率を適用する。